

お詫びと訂正

『税務六法〔法令編〕令和三年版第一巻』につきまして次表のとおり誤りがございました。謹んでお詫びし、訂正いたします。つきましては、「法人税法施行令第一一三条の二（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）」の条文中の「訂正箇所①～⑦」を次表のとおりお読み替えのうえ、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

訂正箇所	誤	正
① 九四四頁 三段目 右から三行目	出資又は適格株式交換若しくは適格株式	出資又は適格株式交換等若しくは適格株式
② 九四四頁 二段目 左から一行目	に規定する支配目における価額（資産を財	に規定する特定支配事業年度開始の日における価額（資産を財
③ 九四四頁 四段目（最下段） 右から二行目	れの資産の価額とする。）が当該支配目に	れの資産の価額とする。）が同日に
④ 九四四頁 四段目（最下段） 左から五行目	又は連結事業年度終了の時に おいて同項に	又は連結事業年度終了の時に おいて同項又は法第八十一条の十第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に
⑤ 九四五頁 一段目 左から一行目	二 解散（解散後の継続又は法第五十七条	二 解散（解散後の継続、 法第五十七条
⑥ 九四五頁 一段目 左から八行目	等」という。）の見込みがないものに限	等」という。） 又は同項第四号に掲げる事由に該当する残余財産の確定の見込みがないものに限
⑦ 九四六頁 一段目 右から一九行目	条の三第四項、第八項又は 第十四項 （適格	条の三第四項、第八項又は 第十五項 （適格